

平成22年3月10日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

社団法人 信託協会

**企業内容等の開示に関する内閣府令（案）等  
に関する意見について**

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(別紙)

○企業内容等の開示に関する内閣府令(案)に関する意見

NO		第 19 条第 2 項第 9 号の 2
1	全般	議決権行使結果の開示については、開示会社における費用や事務負担を軽減する観点から、臨時報告書ではなく総会直後の四半期報告書での開示にしていただきたい。
2		親会社を一人株主とする非上場子会社は適用対象外(本件臨時報告書は提出不要)としていただきたい。賛否等の票数の開示による「市場を通じた経営陣への牽制効果」が便益とされているが、左記のような非上場子会社の株主総会議案については、議決権者は親会社のみであり、賛否の開示と票数の開示が同義となるため、公表する有意性は乏しい。臨時報告書の提出負担が生じるだけである。
3		平成 22 年 1 月決算 4 月総会会社は開示が不要と理解してよいか。また、平成 22 年 5 月に臨時総会を開催した会社は開示が必要か。
4		平成 22 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用が予定されているが、本件改正案の対応には相応の期間が必要であり、相応の経過措置を設けていただきたい。
5	ハ	「当該決議事項が可決されるための要件」の内容として、定足数の記載は必要か。必要な場合の具体的記載方法は以下でよいか。 ex. 出席した議決権の過半数の賛成 ex. 議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上の出席とその過半数の賛成 ex. 議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上の出席とその 3 分の 2 以上の賛成
6	ニ	「株主の代理人による代理行使に係る議決権及び会社法第 311 条第 2 項の規定により」とあるが、会社法第 312 条第 3 項(電磁的方法による議決権の行使)も含むのではないか。
7		ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった場合には、その理由を記載することとなっているが、例えば、「事前行使分のみで過半数となったため」、「事前行使分及び大株主による当日行使分を集計した結果、過半数となったため」という記載でよいか。

NO		第 2 号様式 (57)
8	b	「(財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その事実)」とあるが、「知見を有する」とする具体的な判断基準(どのような事象・レベル等)を示して頂きたい。

NO	第2号様式 (57)	
9	d	「執行役」とは委員会設置会社に置かれる「執行役」を指しており、いわゆる「執行役員」は含まれないとの理解でよいか。
10		<p>「報酬等が1億円以上」とされている点について、報酬等に役員退職慰労金が含まれる場合、算定対象額は以下のいずれになるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象年度当たり役員退職慰労引当金繰入額</li> <li>② 在任期間を乗じた累計役員退職慰労金（引当額）の額</li> <li>③ 退任して実際に役員退職慰労金を支給された際の額</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に上記②の取扱いとなる場合、役員報酬と累計役員退職慰労金（引当金）の合計が1億円以上となった事業年度に開示することとなるのか。</li> <li>・ 仮に上記③の取扱いとなる場合、退任し実際に慰労金を支給した事業年度に開示することとなるのか。あるいは、両方とも開示する必要があるか。</li> <li>・ 仮に②もしくは③の取扱いとなる場合、執行役員から取締役昇格した際、執行役員在任期間の役員退職慰労金の支給を最終退任時まで繰延しているケースにおいて、当該金額（執行役員在任期間相当分の役員退職慰労金）も含めて1億円以上となると開示対象となるのか。あるいは、当該金額は開示対象外として算定対象額から控除してよいか。</li> </ul>
11		<p>まず、そもそも論としては、役員報酬の額について役員の個人名まで開示することに、①コーポレート・ガバナンス上どれだけの有用性があるのか、②本当に投資家等からそこまで求められているのか、③開示による弊害を凌駕するだけの付加価値があることの説明責任が果たされていないのではないか、④メリハリを付けた処遇に消極的になるのではないか、といった疑問がある。</p> <p>開示に際して1億円を基準としているが、欧米企業とは役員報酬の水準が桁違いに異なる中で、1億円が巨額報酬と言えるのか、短期的な収益に連動した報酬で過度なリスク・テイクを誘引すると言えるのかは疑問である。</p> <p>また、報酬の多寡は当然ながら会社規模、業績、企業体力等によって異なるものであり、一律1億円を基準とすることには違和感がある。個別開示に疑問が残る中ではあるが、敢えて基準を設定して開示を行うとしても、売上規模等による開示基準の区分け等が必要ではないか。</p>
12		<p>役員報酬等の種類別（金銭報酬、ストックオプション、賞与、退職慰労金等）開示に関しては、特に退職慰労金制度について上場企業の半数程度が廃止している中で、廃止済でありかつ会社法に則った打ち切り支給額の開示を行っている場合には、開示の重複となることから、改めて未支給分のみ開示対象とすることは不要と考える。</p>

NO	第2号様式 (57)	
1 3	e (a)	<p>「当該会社が信託財産として保有するものを除く」とあることから、信託銀行等が信託財産として所有する株式については、当該株式に係る議決権行使について委託者または受益者が指図権を有しているか否かにかかわらず、信託銀行等の株式保有の状況開示の対象とならないと考えてよいか。本文後段において、「この場合、提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなしてこの(a)に準じて記載する」とあることから、同前段との適用上の優劣関係を確認するため。</p>
1 4		<p>「この場合、提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限を有する株式について、当該会社が保有するものとみなしてこの(a)に準じて記載することとし、当該株式につき当該権限を有する旨を欄外に記載すること。」とあるが、「この場合」とは、前の文章の「次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合」を指すという理解で良いか。</p> <p>そうだとすると、貸借対照表に計上されていることが前提になると考えられるが(現行の財務諸表等規則の様式第十号の(記載上の注意)の1.では、このことが明らか。)、このような理解で良いのか。</p> <p>ところで、提出会社(信託の委託者)が議決権行使の指図権限を有するが、財務諸表上株式そのものはオフバランス処理される信託商品については、どのように考えれば良いのか(上記2点を是とすれば開示対象とはならないことになるが、そのような理解で良いのか)。開示対象に含まれるということであれば、貸借対照表計上額とは別の数値基準が必要と考えられるが、如何。</p> <p>他方、委託者が議決権行使の指図権限を有する信託ということでは退職給付信託が該当する。同信託の信託財産である株式は、必ずしも所謂持合い株式には該当しないと考えられるが、当該株式も開示対象に含まれるのか。</p>
1 5		<p>本府令が適用開始され、株式保有の状況が開示になる際に、従前開示されている「有価証券明細表」の「様式」や「記載上の注意」に変更はないのか。</p>

○企業内容等の開示に関する留意事項について(案)に関する意見

NO	法第24条の5(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係	
1 6	24の 5-23	<p>「開示府令第19条第2項第9号の2」とあるが、現行の開示府令第19条第2項第9号の2であって、改正後の開示府令第19条第2項第9号の3という理解で良いか。</p>
1 7	24の 5-30	<p>「議決権の割合」とあるが、この割合算出のための分母については、前日までの議決権行使と「当日出席株主のすべての議決権」(いわゆる途中退場を勘案しない趣旨)の合計とする取扱いも可能との理解で良いか。</p>

以上